

○東京都子供・若者計画（平成27年8月策定） 本文

**基本方針Ⅱ****社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援**

全ての子供・若者は、発達段階ごとの課題を達成しながら成長し、社会的・職業的自立の時期を迎えます。しかし、個々の子供・若者を取り巻く環境は様々であり、それぞれの発達段階で生じてきた困難な状況をお子・若者自身の力だけで解決できない場合には、子供・若者が今よりも力をつけ、課題を克服することができるよう支援していくことが求められます。

(27 子供・若者計画 P. 36)

**1 困難な状況ごとの取組****【1 いじめ】****<現状・課題>**

- 学校は、そこで学ぶ児童・生徒に対して質の高い教育を提供し、保護者が安心、信頼して児童・生徒を託す場でなければなりません。しかし、暴力行為やいじめなど、様々な問題も生じています。
- いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残し、全ての子供の人格形成に少なからず影響を与え、かけがえのない子供の命を奪うこともある憂慮すべき問題です。
- 複雑・多様化するいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう、学校や保護者、地域、関係機関が連携し、社会総がかりで取り組むことが求められます。
- いじめはどの学校、どの学級にも起こり得るという認識の下、学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により、速やかに解決することが必要です。

**<取組の方向性>**

- 平成26年6月の「東京都いじめ防止対策推進条例」制定を受け、公立学校・私立学校を対象とする「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、都教育委員会は、公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定しました。
- 都内全ての学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていきます。

**<主な相談窓口>**

- 「東京都いじめ相談ホットライン」（教育相談センター）
- 「学校問題解決サポートセンター」 等

(27 子供・若者計画 P. 37)

**○東京都子供・若者計画（平成27年8月）策定以降の主な取組**

- ・平成29年2月「いじめ総合対策【第2次】」を策定
  - ▷ 「教育相談一般」と「東京都いじめ相談ホットライン」の電話番号を統一し、全てフリーダイヤル化

## 【2 不登校・中途退学】

### <現状・課題>

- 不登校の児童・生徒は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあります。高等学校では、不登校から中途退学に至ってしまうこともあります。
- 不登校への対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子供の不安や悩みを受け止めて相談に当たる体制の整備が重要です。
- また、不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者が、将来自立して生活することができるようにするため、児童・生徒の実態に応じた長期的な視点による対策を、総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。

### <取組の方向性>

#### 1 個別支援の充実

- 不登校の可能性のある児童については、個別指導計画を作成するなどし、未然防止に取り組みます。
- 中途退学者や進路が未決定のまま卒業した生徒については、学校への再入学等の学び直しや、就労へのサポートを行います。

#### 2 相談体制の整備

- スクールカウンセラーを全校に配置し、心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。小・中学校には、家庭訪問をして児童・生徒や保護者の相談に応じる「家庭と子供の支援員」も配置しています。
- 学校だけで解決できない不登校等問題に対しては、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。
- 中途退学者の割合が高い定時制高校の1年生を対象に、専門家を学校に派遣し、「グループエンカウンター」など人間関係づくりを行う活動を実施し、学校や学級への生徒の帰属意識を高める取組を行います。
- 「東京都教育相談センター」に「青少年リスタートプレイス」を開設しています。中途退学者や進路選択を控えながら不登校になっている中学生とその保護者を対象に、「進路相談会」や心理や医療の専門家を交え、共に考える場である「つどい」、「就学サポート」などを定期的で開催しています。

### <主な相談窓口>

- 教育相談センターにおける個別相談
- 青少年リスタートプレイス（中途退学者） 等

（27子供・若者計画 P.39）

### ○東京都子供・若者計画（平成27年8月）策定以降の主な取組

- ・都立学校「自立支援チーム」派遣事業
- ・NPO等と連携した学びのセーフティネット事業

### 【3 障害のある子供・若者への支援】

#### <現状・課題>

- 都では、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会を目指すべき社会とし、障害者が地域で安心して暮らせる社会、障害者がいきいきと働ける社会、全ての都民が共に暮らす地域社会を実現するため、様々な施策を展開しています。
- 障害のある子供・若者が自立や社会参加に向けて主体的に取り組むことができるようにするためには、障害者施策だけでなく、母子保健施策や子供・子育て支援施策、就学から卒業までの学校教育など、各関係施策が連携して取り組んでいくことが求められます。

#### <取組の方向性>

##### 1 社会で生きる力を高める支援の充実

###### (1) 障害児支援の充実

- 障害児とその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や障害特性に応じた適切な支援が提供されるよう障害児支援の提供体制の確保を進めます。

###### (2) 全ての学校における特別支援教育の充実

- 児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培うため、全ての学校・学級において特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制を推進します。

###### (3) 職業的自立に向けた職業教育の充実

- 都立知的障害特別支援学校等における職業教育の充実を図り、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就労支援を行うことで、生徒の職業的自立と社会参加を促進します。

##### 2 いきいきと働ける社会の実現

###### (1) 一般就労に向けた支援の充実・強化

- 一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。
- 中小企業を中心に企業での雇用・職場定着の促進に向けた取組を支援します。

###### (2) 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組を支援します。

#### <主な相談窓口>

- 児童発達支援センター
- 東京都発達障害者支援センター（TOSCA）
- 東京都心身障害者福祉センター
- 都立（総合）精神保健福祉センター
- ハローワーク 等

(前葉からの続き：【3 障害のある子供・若者への支援】)

○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

○施策情報

- 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画の策定（平成 29 年 2 月）
  - ▷ 将来推計を踏まえた特別支援学校・特別支援学級の整備
- 東京都発達障害教育推進計画の策定（平成 28 年 2 月）
- 東京都障害者・障害児施策推進計画の策定（平成 30 年 3 月）
  - ▷ 児童発達支援センターの設置促進
  - ▷ 区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築

#### 【4 若年無業者（ニート）、非正規雇用対策】

##### <現状・課題>

- 全国のフリーター<sup>※1</sup>の数は、平成 26 年には 179 万人となり、若年無業者（ニート<sup>※2</sup>）についても 56 万人となっています。
- 未就職の若者や非正規で働く若者などについては、早期に安定雇用が実現されないと、将来の自立が困難となることが懸念されます。これは本人にとって損失であるだけでなく、若者を労働市場に参入できないままにすることは社会にとっても大きな損失になります。このため、若者が意欲をもって自らの能力を發揮できるよう、自立を後押ししていく必要があります。
- 自立に向けた課題がより大きいのは、ニートと呼ばれる層であり、一人一人の抱えている問題をよく把握した上で、職業意識の醸成や基礎的な能力の養成、社会適応支援など、包括的な支援を行うことが求められます。このため、支援機関相互のネットワークづくり等を進め、一人一人の特性を踏まえた、きめ細かく継続的な支援ができる体制の整備が必要です。
- 一方、バブル経済崩壊以降のいわゆる就職氷河期に安定した就労ができず、その後も職業能力形成機会に恵まれないままにいる若者の中には、既に年齢的に 40 代を迎えている者もいます。ポスト青年期世代の若者の中には正社員としての働き方を希望しているものの、派遣労働等の非正規雇用としての働き方を余儀なくされている者も少なくありません。
- 都内の非正規雇用者の割合は、平成 24 年現在 35.7%（216 万人）で増加傾向にありますが、このうち、12.8%が不本意非正規<sup>※3</sup>であり、不本意非正規のうち、求職活動中の人は、非正規雇用者のうち、7.7%（16.7 万人）となっています。
- 正規雇用者の賃金は年齢を重ねるにしたがって上昇する傾向がある一方、非正規雇用者の賃金はほぼ横ばいであることや教育訓練を受ける機会が乏しいなど、処遇面での格差が生じています。

##### <取組の方向性>

- 働くことに悩みを抱えるニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション」事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。
- また、支援機関相互のネットワークにより、きめ細かく継続的な支援を行います。
- 国と連携し、非正規雇用者の正規雇用化に向けた支援をはじめとした非正規雇用対策を展開します。

※1 フリーター：15 歳から 34 歳の男性又は未婚の女性（学生を除く。）で、パート、アルバイトをして働く者又はこれを希望する者をいいます。

※2 ニート：15 歳から 34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいいます。

※3 不本意非正規：就業構造基本調査における非正規雇用労働者の中で「ほかの仕事に変わりたい」（転職希望者）、「この仕事のほかに別の仕事をしたい」（追加就業希望者）、と回答した者のうち、「正規の職員・従業員」を希望した者をいいます。

（27 子供・若者計画 P. 42）

#### ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）（厚生労働省認定事業）
- ・東京しごとセンター ヤングコーナー「就活アプローチ事業」

## 【5 ひきこもり対策】

### <現状・課題>

- 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態を「ひきこもり」と呼んでいます。都内の若者（15歳から34歳まで）のうち、約0.72%がひきこもりの状態にあると推計されています。
- 「ひきこもり」は、特定の「疾病」や「障害」を指すものではなく、様々な要因が背景になって生じる「状態」です。具体的な要因としては、職場への不適合、就職活動の不調、人間関係の不信、不登校等のほか、精神障害や発達障害が見られることもあります。自宅から外に出ることに抵抗を感じたり、生活のリズムを崩している場合や、自己肯定感や生きる意欲、社会参加への自信を失っている場合が多く見られます。
- ひきこもりの問題は、家庭内で抱え込まれて潜在化し、外部の相談・支援に結びつきにくい傾向があります。このような状態が長期化すれば、心身の健康に深刻な影響が生じるとともに、就学や就労ができないなど年齢に応じた社会経験を積む機会が失われ、社会生活の再開が困難となります。
- ひきこもりは、本人や家族にとって精神的・経済的負担となるだけでなく、将来における労働力の減少や社会的負担の増大につながる恐れがあります。そのため、ひきこもりの若者が、自立と社会参加に向けて早期に再出発できるよう、支援することが必要です。

### <取組の方向性>

#### 1 相談支援の充実

##### (1)「東京都ひきこもりサポートネット」の運営

- 都は、ひきこもりの相談窓口として「東京都ひきこもりサポートネット」を運営し、電話・電子メール・自宅等への訪問（アウトリーチ）の3つの手法により、ひきこもりから脱する方法や必要な支援機関の紹介などを行っています。
- サポートネットでは、都立精神保健福祉センター、都区保健所、児童相談所、教育相談センター、東京しごとセンター等の相談支援機関と、情報交換等を通じて相互に連携を図っています。

##### (2) 地域における支援体制の強化

- ひきこもりの支援にはきめ細かな対応が必要であり、若者の自立支援を行っているNPO法人等民間団体の経験とノウハウを活用するとともに、住民に身近な自治体である区市町村における支援体制の充実が必要です。

##### (3) 普及・啓発

- ひきこもりの状態にある本人や家族について、相談支援機関や身近な地域のサービスの利用を促進するため、都は、ひきこもりの問題を抱える家族を対象とした講演会や、地域において支援を担う民生委員・児童委員等を対象とした講演会を開催するとともに、啓発用リーフレットやハンドブックを作成して、情報提供と普及啓発を図っています。

#### 2 今後の取組の方向性

- 青年期以降にひきこもりの状態に陥った者の中には、思春期に不登校等学校への不適合の経験を有する事例も存在することが明らかになっています。ひきこもりと不登校は、「社会的活動の場」からの回

避行動である点で共通することから、今後は、より低年齢層の時期から、課題を抱える子供の状況を的確に把握し、将来の社会的自立が妨げられる事態を未然に防ぐことも必要です。

- 平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法では、生活保護に至る前の自立支援策が必要な者として「ひきこもりの状態にある者」も対象となっています。地域における支援体制整備に当たっては、この制度との連携を図っていくことも必要です。
- また、ひきこもりが長期化した結果、社会的自立に至るまで段階的な支援が必要な場合もあります。このため、教育、保健・医療、福祉、雇用等、複数の専門機関によるネットワークを構築し、多面的な支援体制の整備を目指していくことが求められます。

#### <主な相談窓口>

- 東京都ひきこもりサポートネット  
(訪問相談の受付は、各区市町村の窓口)

(27 子供・若者計画 P. 44, 45)

#### ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・「ひきこもりサポートネット」の運営  
(令和元年 6 月から 35 歳以上の方への訪問相談開始)
- ・「東京都ひきこもりに係る支援協議会」の設置 (令和元年 8 月)

## 【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】

### <現状・課題>

- 都内における刑法犯少年の検挙・補導人員は、過去 10 年間の推移で見ると減少傾向にありますが、14 歳未満については増加しており、非行の低年齢化が懸念されます。
- 刑法犯少年の検挙人員に占める再犯者の割合は、約 3 割に及んでいます。また、全国で見ると、保護観察対象少年が再処分を受ける率は、有職者より無職者が顕著に高くなっています。
- 非行・犯罪に陥った子供・若者も、地域社会の一員として社会復帰を果たすことが求められており、そのためには、地域社会が適切に支援していくことが必要です。具体的には、非行少年の立ち直りには、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会での受入れを進めることが鍵となっています。
- 東京は多くの繁華街を有していることから、「JKビジネス」など女子高生を売り物とする新たな形態の営業の出現により、子供・若者がそれらに関わることなどから非行に陥る可能性が高いと懸念されます。
- また、深刻な社会問題となっている危険ドラッグについては、麻薬等の規制薬物乱用の入り口となるドラッグとして使われる場合もあります。インターネットによる売買や宅配利用など販売方法が多様化・潜在化し、容易に購入できる実態があることから、指導・取締りの強化と併せて、啓発の強化が喫緊の課題となっています。

### <取組の方向性>

- 少年非行防止・保護のための対策を総合的に推進します。
  - ・ 街頭補導活動による早期発見・早期対応、少年の特性や立ち直りに配慮した少年事件の捜査・調査活動に努めます。
  - ・ 暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、加入阻止と構成員の離脱支援を推進します。
  - ・ 少年が犯罪被害に遭うことを防止するとともに、被害少年の早期救出、保護に努めます。
- 「非行の入り口」とされる「万引き」防止への対策や、薬物乱用防止に向けた対策を推進します。
- 非行・犯罪に陥った子供・若者の立ち直りとその家族を支援するため、相談体制を充実するとともに、生活の場の確保や就労に向けた支援を行います。
  - ・ 警視庁少年相談室、各少年センター（都内 8 か所）、「ヤング・テレホン・コーナー」等において適切に相談に対応するとともに、NPO 法人に委託し相談対応を含む各種支援を行うワンストップセンターを運営しています。
  - ・ 都内に 2 か所ある児童自立支援施設において、様々な問題を抱えた子供を受け入れ、施設における生活を基礎とした関わりの中で、児童の健全育成を図ります。
  - ・ 協力雇用主制度の普及啓発等に努めるとともに、様々な就労支援を実施します。
- 非行防止に向けた社会気運の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りを支援する地域・社会づくりを推進します。
  - ・ 「サポートチーム」、「学校問題解決チーム」、「学校・警察連絡協議会」等の既存の仕組みを活用します。
  - ・ 国における非行少年の処遇と社会復帰支援の取組を踏まえつつ、様々な悩み、背景を抱えた非行少年やその家族が必要な支援を安心して受けられる環境を整備するため、民間支援団体等を拡充するとともに

に、地域における関係機関・団体、保護司をはじめとする民間ボランティア等との連携を強化します。

- ・ 少年非行問題に関するシンポジウム等の啓発イベントの開催により、地域における立ち直り支援及び非行防止の機運を醸成します。また、“社会を明るくする運動”を推進します。

#### <主な相談窓口>

- 非行少年立ち直りワンストップセンター（愛称＝ぴあすぽ）
- 警視庁少年相談室、各少年センター（都内8か所）
- 警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」
- 各警察署

(27 子供・若者計画 P. 46, 47)

#### ○東京都子供・若者計画（平成27年8月）策定以降の主な取組

- ・ 東京都薬物乱用対策推進計画の策定（平成31年3月）
- ・ 東京都再犯防止推進計画の策定（令和元年7月）

## 【7 ひとり親家庭に育つ子供への支援】

### <現状・課題>

- ひとり親家庭の親は、「子育て」と「生計の担い手」という二つの役割を一人で担うため、肉体的、精神的な負担も大きく、また、住居、収入、子供の養育等様々な生活の場面で困難に直面することがあります。
- また、それぞれの家庭が抱える課題は、母子家庭では、低賃金や不安定な雇用条件等の就労上の問題、父子家庭では、家事等生活面の問題など、状況により異なります。
- ひとり親家庭を支えるためには、各家庭の状況に合わせた、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。

### <取組の方向性>

- 都では、「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 3 期）」（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう、次の 4 つの分野を柱に、ひとり親家庭への支援を推進していきます。

#### 1 相談体制の整備

ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援に繋げる体制を整備します。

#### 2 就業支援

ひとり親家庭のより安定した就業を支援します。

#### 3 子育て支援・生活の場の整備

ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開します。

#### 4 経済的支援

ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を行います。

### <主な相談窓口>

- 東京都ひとり親家庭支援センター（愛称「はあと」）
- （各区市町村）母子・父子自立支援員

（27 子供・若者計画 P. 49）

## ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 4 期）の策定（今年度末予定）

## 【8 自殺対策】

### <現状・課題>

- 都内の自殺者数は、平成 23 年までは約 2,900 人で推移していましたが、平成 24 年以降は約 2,500 人で推移しています。全国平均と比べ、東京の自殺死亡率は低くなっていますが、30 歳代以下の自殺者数の割合は全体の約 3 割弱とやや高くなっています。また、年代別には、10 代、20 代、30 代の死因のトップが自殺であり、若年者が自殺に追い込まれないようにすることが、重要課題の 1 つとなっています。
- 自殺は、決して個人的な問題ではなく、多様かつ複合的な原因や背景があるため、自殺対策には、社会的な取組が必要です。このため、環境整備や社会的要因への対策を含め、行政や各分野の団体・機関、個人等が相互に連携協力して総合的に取り組むことが求められます。

### <取組の方向性>

- 心の悩みを抱えたり、自殺念慮のある人やその家族、友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口の充実に努めます。
- 自殺の背景となる健康問題、家庭問題、いじめ、過労、失業、多重債務など、様々な問題に的確に対応するため、各相談・支援機関において、役割や機能等についての情報共有を図り、相互に顔の見える関係を築くなど連携協力体制を強化していきます。
- 自殺未遂者への精神的ケアや支援を確実にを行うため、相談・調整窓口を設置し、地域での支援や精神科医療につなぎ、自殺の再企図を防止します。
- 区市町村において、自殺の危険を示すサインに気付き、必要に応じて適切な相談機関等につなぐなど、自殺防止に取り組む人材であるゲートキーパー（相談支援者）の養成を行います。

### <主な相談窓口>

- 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～
- 東京都自殺未遂者対応地域支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～

(27 子供・若者計画 P. 51)

## ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・東京都自殺総合対策計画の策定（平成 30 年 6 月）

**【 9 特に配慮が必要な子供・若者への支援】**

**(1) 外国人等**

**<現状・課題>**

- 公立小・中・高等学校に在籍する児童・生徒の中には、外国人の児童・生徒もいます。

**<取組の方向性>**

- 外国人については就学義務が課せられていませんが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、国際人権規約や児童の権利条約に基づき、無償で受け入れています。これにより、授業料不徴収、教科書の無償配布、就学援助など、日本人児童・生徒と同様に取り扱うことになっています。
- 子供の中には、日本語能力が十分でない子供もいます。このような日本語指導が必要な児童・生徒の学校への受入れに当たっては、就学相談において状況を確認し、日本語指導や生活面・学習面での指導について配慮しています。

**<主な相談窓口>**

- 就学相談（各区市町村教育委員会）
- 教育相談センター

(27 子供・若者計画 P. 52)

**○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組**

- ・日本語学校における日本語の習得を目的とした授業の実施
- ・中国語、英語、韓国語など、多言語による教育相談や情報提供の実施

## 【 9 特に配慮が必要な子供・若者への支援】

### (2) 難病等

#### <現状・課題>

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等については、学校での教育や体験活動等が制限されざるを得ない側面があります。こうした児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けた取組が求められます。
- また、難病のある人が円滑に職業生活を営むためには、疾患管理との両立が重要な課題になります。

#### <取組の方向性>

- 長期に入院等が必要な児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けて、地域における支援の充実を図っていきます。
- 難病のある人を支援するため、都は、「東京都難病相談・支援センター」を設置し、地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援、交流活動の促進、就労支援などを行っています。
- 難病のある人の就職に当たっては、無理なく安全・健康に働くことができ、しかも、能力を発揮し興味や価値観に合った仕事をうまく見出すとともに、そのような仕事に就けるように支援することが大切です。
- 難病患者の就労支援に関しては、東京都難病相談・支援センターに配置された「難病患者就労コーディネーター」による相談と併せ、ハローワークに配置された「難病患者就職サポーター」による出張相談を実施しています。難病患者就職サポーターは難病患者との職業相談、職業紹介、面接への同行、就職後のフォローを実施しています。
- また、職場での理解や配慮を整備することも重要であり、雇用する企業側への支援も実施しています。

#### <主な相談窓口>

- 就学相談室
- 東京都難病相談・支援センター

(27 子供・若者計画 P. 52, 53)

## ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- ・難病相談・支援センターの運営

## 【 9 特に配慮が必要な子供・若者への支援】

### (3) 性同一性障害等

#### <現状・課題>

- 性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言い、国際疾病分類では疾病として認められていますが、社会では十分認識されていません。
- 性同一性障害の人々は社会の中で偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。
- 平成 16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。（平成 20（2008）年に改正法によって条件を緩和）

#### <取組の方向性>

- 性同一性障害に係る児童・生徒については、悩みを抱える児童・生徒の心情等に十分配慮しながら、個別の事例に応じ、学校や家庭の状況等に応じたきめ細かな対応が求められます。
- 学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることを踏まえ、必要に応じて医療機関等とも連携しながら、適切に対応していきます。
- 性同一性障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒が相談しやすい環境を整えます。

（27 子供・若者計画 P. 53, 54）

## ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の制定（平成 30 年 10 月）
- ・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」の策定（令和元年 12 月）
- ・性自認及び性的指向に関する専門電話相談

**【 9 特に配慮が必要な子供・若者への支援】**

**(4) 10 代の妊娠**

**<現状・課題>**

- 学齢期にある 10 代の妊娠については、出産や育児に関する知識が十分でないことや、出生数と人工妊娠中絶数の推移から、その多くが望まない妊娠であることが考えられます。

**<取組の方向性>**

- 将来親となり得る 10 代の若年層から、生命への大切さや、出産、中絶による心身への影響についての知識を持ち、正しい行動が選択できるよう、家庭や学校で教えていくことが大切です。
- また、妊娠等についての相談は、妊娠という事実に対する悩みや、経済面・育児面等の不安など多岐にわたり、1 つの相談機関で完結することは困難であり、種々の相談機関が連携して支援をしていくことが求められます。
- 望まない妊娠をした妊婦や若年の妊婦など支援が必要な妊婦についても、早期に発見し、相談や地域のサービスにつなげていくことが重要です。

**<主な相談窓口>**

- 区市町村の保健センター等（母子健康手帳の発行、妊婦健診の案内） 等

(27 子供・若者計画 P. 54)

## 2 被害防止と保護

### 【1 児童虐待防止対策】

#### <現状・課題>

- 児童虐待の防止に関しては、「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の累次の改正、「民法」などの改正による親権の停止制度の創設などにより、制度的な充実が図られてきました。
- しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待の対応件数は一貫して増加し、平成 25 年度には 73,802 件となっています。また、都内における児童虐待対応件数は東京都 5,414 件、区市町村 9,479 件となっています。
- 虐待は子供の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。発育・発達などの遅れといった身体症状や、情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれるだけでなく、他人とのコミュニケーションがうまく取れず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。また、成長するにつれて、極度に自尊感情が低下し自殺願望を持つことや、アルコールや薬物依存となることもあります。
- 一方、虐待をする親たちの背景には、子育ての悩みや周囲からの孤立、家庭の不和、親自身が虐待を受けて育ってきた影響や経済的な問題など、様々なストレスや葛藤があることが多く、苦しんでいても助けを求められずにいることも少なくありません。
- このため、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見、自立支援など、切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

#### <取組の方向性>

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。
- 児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育てをしている親とその子供を温かく見守り、必要な時に手を差しのべるといった機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

#### <主な相談窓口>

- 子供家庭支援センター
- 児童相談所
- 警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」 等

(27 子供・若者計画 P. 76)

### ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」の制定（平成 31 年 4 月）

## 【2 社会的養護体制の充実】

### <現状と課題>

- 現在、都内には、社会的養護を必要とする約 4,000 人の子供が、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 社会的養護を必要とする子供は、かつてはそのほとんどが、親がいない、親に育てられない子供でしたが、近年は、被虐待児や何らかの障害があり、個別的ケアが必要な子供が増加しています。
- 社会的養護を必要とする子供の状況が複雑化・深刻化していることに伴い、一人ひとりの子供の状況に応じた、よりきめ細かな支援が求められます。

### <取組の方向性>

- 社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、養育家庭やグループホーム等での家庭的養護や施設の小規模化を進めます。
- 虐待等により問題を抱える子供たちへの支援を充実させるため、施設の機能を強化するとともに、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育を行います。
- 社会的養護の下で生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。

(27 子供・若者計画 P. 78)

### ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・社会的養育推進計画（仮称）の策定（今年度末予定）

### 【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】

#### （1）児童ポルノ

##### <現状・課題>

- 児童ポルノ事犯の検挙状況は増加傾向にあり、これに伴って被害児童数も増加しています。特に、当該事犯の約半数が抵抗するすべを持たない低年齢児童が被害に遭っているなど、憂慮すべき事態に至っています。
- 児童ポルノは、児童（18 歳未満の男女）の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の権利条約で保護された児童の権利を踏みにじるものです。
- 児童ポルノが一旦インターネット上にその画像が流出すれば、コピーが繰り返され、その回収は事実上不可能であり、被害に遭った児童の苦しみは将来にわたって続くことになります。
- 子供の未来を守るため、児童ポルノ事犯の取締り、被害児童の早期発見・保護及び児童ポルノ被害の未然防止を推進するため、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

##### <取組の方向性>

- 被害防止啓発用リーフレット及び広報ポスターの作成・配布により、児童ポルノを排除し、児童ポルノの被害を防止するための広報・啓発を推進します。
- 学校、地域、家庭などに対し、啓発講演会を開催し、有害情報の例のほか、出会い系サイト、コミュニティサイト、スマートフォンのアプリなどインターネットの利用に起因する青少年の犯罪被害の状況などに関する情報提供を行うとともに、氏名や電話番号などの書き込み、写真の送付などを安易に行わないことなど、インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動を推進します。
- 被害児童の精神的被害の軽減を図るため、専門職員などによる継続的なカウンセリング、関係機関が連携した継続的な支援を行っていきます。
- 児童ポルノの根絶に向けたスローガンである「見ない」、「持たない」、「作らない」の下、「STOP！児童ポルノ・情報ホットライン」の活用を図り、児童ポルノ事犯の取締りを強化していきます。

##### <主な相談窓口>

- STOP！児童ポルノ・情報ホットライン
- 東京こどもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」 等

(27 子供・若者計画 P. 80～81)

#### ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・東京都青少年健全育成条例の改正（「自画撮り」被害の防止）
- ・ファミリールール講座

## （２）犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援

### ＜現状・課題＞

- 犯罪被害者（遺族を含む。）は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。
- 特に、人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響は大きいものがあります。被害を受けた少年の心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。

### ＜取組の方向性＞

- 都では、「東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、全庁を挙げて犯罪被害者やそのご家族への様々な支援策を実施しています。
- 都と（公社）被害者支援都民センターが協働で運営する「東京都総合相談窓口」では、犯罪被害者やそのご家族のために、電話・面接相談、警察署や裁判所等への付添いのほか、精神科医等によるカウンセリングを行っています。
- 警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者を保護する役割を担う機関として、犯罪被害者の視点に立った各種施策を推進しています。
- 被害者の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員による指導助言や継続的なカウンセリングを実施するほか、臨床心理学や精神医学などの専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、適切な指導・助言を受けながら支援を実施しています。
- また、地域において、保護者などと緊密な連携の下に被害を受けた子供を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細かな訪問活動を行う「被害少年サポーター」と連携した支援活動を行います。
- 児童・生徒が通学する学校においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、関係機関とのネットワークを活用するなどして、被害を受けた子供の心のケアや立ち直りを支援していきます。

### ＜主な相談窓口＞

- 犯罪被害者ホットライン
- 東京都総合相談窓口（公益社団法人被害者支援都民センター内） 等

（27 子供・若者計画 P. 80～81）

### ○東京都子供・若者計画（平成 27 年 8 月）策定以降の主な取組

- ・ハートさん＃8103（性犯罪被害電話相談）
- ・「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談
- ・犯罪被害遺児に関する支援施策
- ・「犯罪被害者等の支援に関する条例」の制定に向けた検討（東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会）